



日本銀行ワーキングペーパーシリーズ

## 国際的な労働者送金に関する統計整備 国際的な議論と我が国の状況

佐竹秀典\*

hidenori.satake@boj.or.jp

ミシェル・アッシーヌ\*

michelle.hassine@boj.or.jp

No. 05-J-15  
2005年12月

日本銀行  
〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号

\* 国際局 国際収支統計担当

日本銀行ワーキングペーパーシリーズは、日本銀行員および外部研究者の研究成果をとりまとめたもので、内外の研究機関、研究者等の有識者から幅広くコメントを頂戴することを意図しています。ただし、論文の中で示された内容や意見は、日本銀行の公式見解を示すものではありません。

なお、ワーキングペーパーシリーズに対するご意見・ご質問や、掲載ファイルに関するお問い合わせは、執筆者までお寄せ下さい。

商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行情報サービス局までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

# 国際的な労働者送金に関する統計整備\*

## 国際的な議論とわが国の状況

2005年12月

佐竹秀典\*\*

ミシェル・アッシーヌ\*\*\*

### 要旨

近年、クロスボーダーの労働者送金について関心が高まってきており、国際的な議論の対象となっている。途上国への労働者送金の規模は公的支援を超え、直接投資流入額に匹敵するといわれており、途上国の経済発展を支える重要なファクターとなっている。しかしながら、国際収支統計で計上されている労働者送金データをみると、データ収集のカバレッジ不足等の問題や労働者送金概念の定義の狭さなどから、統計ユーザーのニーズに十分に答えきれていない。こうしたことから、シーアイランド・サミットやG8などの国際会議の場で労働者送金統計の改善の必要性が打ち出されるに至っている。

わが国の国際収支統計における労働者送金データも、報告下限金額の高さから、捕捉漏れが生じている。また、経常移転の基礎データとして算出している労働者送金の国・地域別データについては、在留外国人数を基に推計しており、データの精度に限界がある。こうした点を解決するためには、報告下限金額を引き下げ、国・地域別の送金データを収集するといった、基礎データの拡充を早急に実現することが望まれる。

一方、労働者送金概念の範囲については、現行の「雇用されている移民による送金」といった狭い定義にかえて、家計間の送金全体を捉えるべきとの議論が、国際会議においてなされている。さらに、雇用者報酬や家計間の資本移転といった関連のある取引も含め、「個人間送金」という広義の概念を導入することも検討されている。わが国としても、そうした議論に参画し、ガイドライン作りに積極的に関与すべきである。また、そうしたガイドラインができた暁には、国際収支データの報告体系における取引区分の見直し等を行い、労働者送金関連データの有用性向上を図ることが望まれる。

---

\* 本稿の作成過程で、日本銀行国際局スタッフから有益なコメントを受けた。この場を借りて感謝の意を表したい。もちろん、あり得べき誤りは筆者に属するほか、本稿に示された意見・見解は筆者個人のものであり、日本銀行あるいは同国際局のものではない。

\*\* 日本銀行国際局 (E-mail [hidenori.satake@boj.or.jp](mailto:hidenori.satake@boj.or.jp))

\*\*\* 日本銀行国際局 (E-mail [michelle.hassine@boj.or.jp](mailto:michelle.hassine@boj.or.jp))

## 1. はじめに

外国人労働者による海外送金（以下、労働者送金）は、貿易、海外直接投資、クロスボーダーの金融取引等と比べると見過ごされがちであるが、国際的な資金移動の重要な一要素である。国境を越えた労働者の移動が活発化している今日では、労働者送金の経済的なインパクトは無視できない。例えば、フィリピンの場合、約 700 万人の出稼ぎ労働者が外国に所在し、フィリピン側の統計で年間約 80 億ドルの本国送金を行っているが、これは同国の名目 GDP の 10.6% に相当する。また、IMF が発表したレポート<sup>1</sup>によると、発展途上国に流入する労働者送金額は堅調に増加し続け、2003 年には約 900 億ドルに達した。これは公的支援（主として先進国からの ODA）の 4 倍以上に当たり、直接投資流入額（約 1,250 億ドル）に匹敵する規模になりつつある。このように、労働者送金は、本国の家族の消費活動を支えるとともに、貧困解消や経済発展に影響を与えるなど、マクロ的にも重要な役割を担っている。

わが国については、特定分野での労働力不足に加え、在留外国人に係る法令改正もあって、製造業や各種サービス業の現場で働く外国人労働者が増加しており、既に、世界の中で重要な労働者送金の送出国となっている。今後、福祉分野（医療・介護）等、新たな分野に外国人労働者を導入しようとする動きもみられることから、引き続き、わが国からの労働者送金は拡大していくものと考えられる。

こうした状況下、労働者送金の統計的把握の重要度が増してきている。労働者送金を把握するための代表的な統計は国際収支統計であるが、多くの国において、労働者送金に関するデータの整備は不十分であり、また国際比較という観点からも多くの問題を抱えている。具体的には、データ収集にあたってのカバレッジの制約から統計の精度が不十分である、労働者送金データを「雇用された移民による送金」と狭義に捉えたのでは、政策上のニーズを充足できない、といった問題点が指摘されている。

2004 年 6 月のシーアイランド・サミット、および、これに先立つ同年 4 月の G8 では、労働者送金の実態把握のために統計整備が重要である、との議

---

<sup>1</sup> IMF; “World Economic Outlook; Chapter 2, Two current issues facing developing countries, April 2005”

論がなされ、そのアクションプランには、G8 諸国が労働者送金の実態把握のために統計整備を進めることが盛り込まれている。このような議論がなされた背景としては、発展途上国における貧困削減には強い民間セクターが必要であるとの問題意識の下、政府開発援助を補完する経済開発のリソースとして、先進国からの労働者送金への関心が高まった、という点を指摘することができる<sup>2</sup>。

上記のアクションプランを受け、2005 年 1 月には、IMF・世界銀行が、各国の国際収支統計作成機関を招聘し、労働者送金データに関する専門家会合を開催した。この会合では、労働者送金に関する概念面の問題とともに統計作成手法に関する実務面の問題が議論され、概念・実務両面とも、より詳細に議論を進める必要があるとの認識が共有された。これを受け、実務的な問題点については、別途、国連統計委員会の傘下に検討グループを設けて、検討を進めることとなっている。また、概念面については、国連が主催する「自然人の移動に関するテクニカル・サブ・グループ」( Technical Subgroup on the movement of natural persons、以下 T S G )での議論に委ねられることとなり、専門家の中で検討が進められている。

本稿では、こうした状況を受けて、労働者送金の統計的整備について議論することとしたい。具体的には、まず、労働者送金の統計的把握について、諸外国の状況を概観したうえで、統計実務の面において、わが国の統計が抱える様々な「捕捉漏れ」や国・地域別計数推計の「限界」にどのように対応していくべきかを検討する。次いで、国際的に議論が進められている労働者送金の新たな概念を紹介し、長期的な課題として、そうした概念をわが国の国際収支統計に導入して行く際の留意点等を整理することとしたい。

## 2 . 労働者送金の統計的把握の現状

### ( 1 ) 海外諸国における統計的把握の現状

国際収支統計における労働者送金の位置付けをみると、送金の見返り(例えば財貨やサービス、あるいは債券等の金融商品)を伴わない無償の資金であり、また、生活費など経常的な目的での送金であることから、経常収支の内訳項目である経常移転収支の一項目、となっている(図表 1)。

---

<sup>2</sup> 統計整備のほかにも、政策課題として、労働者送金にかかる様々な障害(割高な送金手数料など)を軽減し、送金の円滑化を進めることで、途上国支援の効率性を高めるという点が重視されている。詳しくは、「G8 行動計画：企業家能力の貧困削減への適用」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/seaisland04/hinkon\\_z.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/seaisland04/hinkon_z.html))を参照。

(図表1) わが国の国際収支統計における労働者送金の位置付け(2004年)

(収支尻、単位：億円)

経常収支	186,184	資本収支	17,370
貿易収支	139,022	投資収支	22,504
サービス収支	37,061		
文化・興行	1,091		
所得収支	92,731	その他資本収支	5,134
雇用者報酬	121		
経常移転収支	8,509	外貨準備増減	172,675
公的部門	5,869	誤差脱漏	30,879
その他	2,639		
労働者送金	352		
その他移転	2,287		

(参考) 労働者送金をグロスベースで見ると、受取が649億円、支払が1,001億円となっている。

貿易収支およびサービス収支は、2005年より導入した海上貨物運賃の新推計方式を用いた遡及計数。

したがって、各国の国際収支統計をみることにより、全世界ベースでの労働者送金の統計的把握を行うことが可能である。もっとも、以下で示すように、各国間における労働者の居住性の定義のばらつき等により、そうした送金が、同統計の所得収支の一項目である雇用者報酬として計上されるケースもあるため、各国統計の比較分析を行う際には、労働者送金と雇用者報酬の合計値をみるという方法が採られることが多い。

OECDでは、IMFにより公表されるIMF加盟国の国際収支データを用いながら、労働者送金と雇用者報酬を合算する方法により、2000年時点での労働者による送金額を算出している。このベースでの世界全体の送金額は、1,001億ドルと推計された。送金受入側、送金送出側、各々の上位国・地域は、図表2のように整理されている。

(図表2) 送金額の上位国・地域(労働者による送金)

(単位：億ドル)

送金受入国	金額	送金送出国	金額
インド	92	アメリカ	268
フランス	79	サウジアラビア	154
メキシコ	76	その他西アジア	141
トルコ	46	ドイツ	74
スペイン	38	スイス	73
ベルギー・ルクセンブルク	37	国際機関	65
ドイツ	34	フランス	38
ポルトガル	34	マレーシア	38
エジプト	29	ベルギー・ルクセンブルク	33
アメリカ	24	日本	25
モロッコ	22	イタリア	20
バングラデシュ	20	スペイン	17

(出典) OECD; "Working abroad: the benefits flowing from nationals working in other economies"

世界銀行では、OECDと同様に、IMFが公表する国際収支統計を用いながら、国際収支統計の項目である労働者送金、雇用者報酬に、移民の移転<sup>3</sup>をも合算したベースでの2004年中の途上国への送金を、1,258億ドルと算出している(図表3参照)。地域別にみると、中南米のほか、南アジア、東南アジアへの送金が増加しており、国別にみると、中国、インド、メキシコ、フィリピンへの送金の増加が顕著であるとしている。

(図表3) 途上国への送金額の推移(労働者による送金・移民の移転)

(単位:億ドル)

	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
途上国計	313	567	768	846	990	1,160	1,258
中南米	58	134	202	242	281	341	369
南アジア	56	100	160	160	223	267	327
東南アジア・太平洋	32	90	112	129	166	195	203
中東・北アフリカ	117	130	135	152	155	168	170
欧州・中央アジア	32	81	110	114	115	128	129
サハラ以南アフリカ	19	32	49	49	51	60	61

(出典): World Bank; “Global Development Finance 2005” ただし2003年までは、IMF “Balance of Payments Statistics Yearbook”より算出、2004年はWorld Bankによる推計値。

労働者送金の統計的把握にあたっては、上記のように、国際収支統計がよく用いられるが、同統計のデータがどの程度実態を反映しているかという点については、懐疑的な見方が少なくない。例えば、OECDの上記推計・分析では、IMFにより公表される国際収支データについて、「広範囲に亙る(extensive)が、網羅的(exhaustive)ではない」との見方をしており、銀行以外のルートを通じた送金を含めると、世界の送金額が15%程度増加する、としている。また、世界銀行による分析では、国際収支統計においては、銀行を通じたフォーマルな送金についても、報告下限金額の存在から、労働者送金データのカバレッジが十分でない指摘されている。

労働者送金のデータのカバレッジの問題については、2005年1月に開催されたIMF・世界銀行主催の労働者送金データに関する専門家会合でも議論された。日本やドイツなど、銀行や送金者が提出する資金決済に関する報告書に基づいて統計を作成している国では、報告下限金額の存在により、計上金額が過小となっていることが認識された。一方、アメリカ、イギリスなど、家計に対するサンプル調査により労働者送金を推計している国については、

<sup>3</sup> 「移民の移転」とは、移民の際の資産の移動を指し、国際収支マニュアル(第5版)では、資本移転の一項目として定義されている(詳細はp20を参照)。

母集団推計によりカバレッジを補完しているものの、調査内容・頻度等の面で実態を反映するサーベイの実施は容易ではなく、推計の精度が十分でないとの指摘がなされた。

## (2) わが国における統計的把握の現状

国際的な関心を受けて、地域開発機関でも、労働者送金の実態解明のための調査を進めている。例えば、米州開発銀行(Inter-American Development Bank、以下IDB)やアジア開発銀行(Asian Development Bank、以下ADB)では、メンバー国への労働者送金額の推計を民間調査機関に委託し、自らが主催するコンファレンスにおいて推計値を公表している。わが国は、南米や東南アジアから多数の外国人労働者を受け入れていることから、当該調査の主要な対象となっており、わが国から南米、東南アジア諸国への労働者送金の総額が、図表4の通り推計されている。

これに対し、わが国の国際収支統計における「労働者送金」の状況を見ると、2004年中の全世界向け支払額は1,001億円に止まっており、全体として過小推計になっていると示唆されている。

(図表4) わが国から発展途上国への労働者送金

(単位：億円)

		推計値
IDB コンファレンス 提出推計値	日本 ブラジル	2,310
	日本 ペルー	383
ADB コンファレンス 提出推計値	日本 フィリピン	974
	日本 インドネシア	83
	日本 マレーシア	16

(出典)： Bendixen & Associates; “Remittances to Latin America from Japan”(IDB コンファレンス提出論文)、Manuel Orozco with Rachel Fedewa; “Regional Integration? Trends and Patterns of Remittance flows within South East Asia”(ADB コンファレンス提出論文)

また、わが国の国際収支統計では、経常移転収支の国・地域別計数の基礎データとするべく、「労働者送金」支払額の国・地域別計数を後述の方法(詳細は p9)により推計している。この推計値によると、米国に40%近くが按分される反面、フィリピン、ブラジル、中国のウェイトが小さく、わが国の労働市場における重要度と対比すると、アンバランスな印象を受ける結果となっている。このように、国・地域別計数の作成を推計に依存する方法は、後述するような事情もあり、実態を反映するという観点からは限界があると考えられる。

ちなみに、フィリピン側の国際収支統計をみると、日本からフィリピンへの労働者による送金額（2004 年中）として、約 300 億円が計上されている。フィリピン側の統計には、日本側統計で「雇用者報酬」と「文化・興行サービス」に計上されている金額も含まれているが、これらを併せても、日本側統計における日本からフィリピンへの労働者による送金額は、フィリピン側統計の半分程度に止まるものとみられる。

### （3）わが国の労働者送金計数作成方法

わが国の国際収支統計に計上されている労働者送金データは、上記のように、IDB、ADB コンファレンス提出推計値や、送金の受入国側の統計に比べ、かなり小額である。この点に鑑みると、わが国の国際収支統計では、（イ）報告下限金額が高すぎることや一部の送金チャネルが報告対象先に入っていないこと、などを背景に多くが「捕捉漏れ」となっている可能性が高い。また、（ロ）国・地域別計数の算出にあたって、推計に依存するには「限界」がある。

#### （イ）「捕捉漏れ」について

現行の労働者送金データの作成にあたっては、以下の2つのデータソースが用いられている。

##### 「支払又は支払の受領に関する報告書」（以下、「支払等報告書」）

わが国では、居住者-非居住者間のクロスボーダー取引のうち、当該金額が 3,000 万円相当額を超える場合、外為法令に基づき、日本銀行を通じて財務大臣に当該取引を報告しなければならない。わが国の国際収支統計は、こうした報告書の情報をもとに作成されており、労働者送金データも、送金額 3,000 万円相当額超のものについては、この報告書によって捕捉している。

##### 「労働者の留守宅送金に関する調査表」（以下、「労働者送金調査表」）

2003 年 4 月に、支払等報告書による報告下限金額が従来 500 万円相当額から 3,000 万円相当額に引き上げられた。これに伴う労働者送金の捕捉漏れの拡大に対応するために、本邦に所在する主要な金融機関（外国銀行本邦支店を含む）に対して 200 万円相当額超～3,000 万円相当額以下の労働者による送金実績について、月中合計金額を日本銀行を通じて財務大

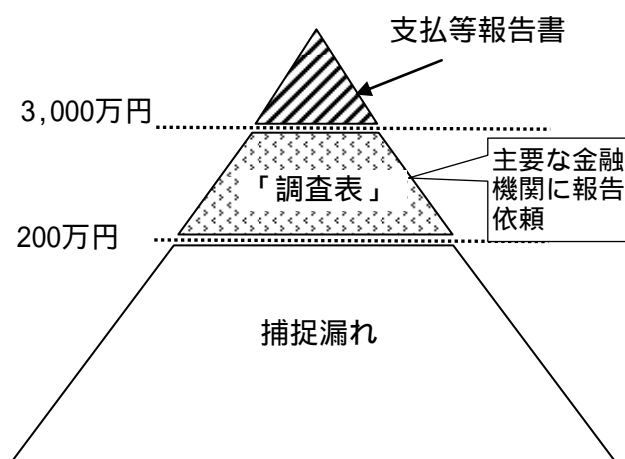


臣に報告するよう求めている。

もっとも、わが国における労働者送金の統計的把握は、「支払等報告書」や「労働者送金調査表」による捕捉では十分ではないと考えられる（図表5参照）。すなわち、IDBやADBのコンファレンスに提出された資料によると、日本から南米や東南アジアへの労働者送金の一件あたり平均金額は10万円を下回ると推計されており、現行の報告制度では捕捉できない規模である<sup>4</sup>。また、「労働者送金調査表」により報告を求められている先には、本国への送金の窓口となっていると考えられる、東南アジアなどに本店がある金融機関の本邦支店が含まれていない。この間、わが国では、送金専門業者や南米系の送金互助組織を通じた送金も行われている。こうした業者・組織による送金は、わが国からの仕向け送金では、最終的には銀行を通じて行われるが、送金額が200万円を超えることは極めて稀であると言われている。

また、わが国で営業する幾つかの両替業者では、海外旅行中の利用のためプリペイドカードを発行しているが、そうしたカードが、労働者送金に利用される可能性もある。さらに、外国人労働者本人やその友人・知人が現金として持ち出すとか、現金を郵送するといった形態の労働者送金もあるが、現状では、そうした送金について統計的把握は行われていないのが実情である。

（図表5）労働者送金に関する現行データ収集制度の概略図



<sup>4</sup> 「支払等報告書」で捕捉されるのは、その報告下限金額の高さから、労働者送金のうち出向者給与部分が中心であるとみられる。出向者給与とは、外国にある本社が、本邦にある外国企業の現地法人や支店への出向者に対し、出向者の家族が使用する本国の口座への振込み等を通じて給与の支払を立替えた後、現地法人や支店が当該立替え分を本社に送金するものである。国際収支統計では、本邦にある現地法人や支店が出向者に給与を支払い、出向者が本国に送金するのと同じ結果となることに鑑み、労働者送金として計上している。

## (ロ) 国・地域別計数推計の限界について

国・地域別計数の作成にあたっては、「支払等報告書」により捕捉される計数と「労働者送金調査表」により捕捉される計数を合算している。すなわち、「支払等報告書」については、仕向け・被仕向け国・地域の情報が報告されるため、それに基づいて国・地域別に計上している。一方、「労働者送金調査表」によって捕捉される計数については、仕向け・被仕向け国・地域の情報が報告されないことから、法務省の「在留外国人統計」を用いながら、日本に在住している外国人労働者の出身地別シェアで按分することにより、国・地域別計数を作成している。

このように、「在留外国人統計」を用いて全体額を国・地域別に按分するという推計方法には、以下のような限界があると考えられる。

日本に在住している外国人労働者の数で按分しているため、日本における所得水準の違いや本国への送金の必要性の違いに基づく送金性向の違い等を勘案できていないこと。本来は、こうした要因により、国・地域別の一人あたりの送金額は異なるものと考えられる。

送金の一部は支払等報告書で報告されるが、その対象となる送金主体の人数を在留外国人数から控除することができないこと。このため、一部の国については、一種のダブルカウントが生じていると言える。

日本の出入国管理法上の「定住者」<sup>5</sup>（日系ブラジル人や日系ペルー人等）や「特別永住者」<sup>6</sup>（在日韓国人等）については、労働者であるか否か判明しないこと。定住者や特別永住者を推計の対象に含めることも考えられるが、そうすると、所得を得ていない子女等も送金主体に含めて推計することとなり、過大に推計されることが懸念される。このため、ブラジル向け、ペルー向けについては定住者を、韓国向けについては特別永住者を、それぞれ除いて、国別計数を推計している。この結果、これらの国の計数は、実態より過小に推計されていると考えられる。

---

<sup>5</sup> 1990年に施行された改正出入国管理法において、日系ブラジル人、日系ペルー人等に対して認められた在留資格。従来は、法務大臣が特別に在留を認める者としての在留資格により居住を認められてきた定住難民等が定住者としての在留資格を有していたが、改正出入国管理法において、定住インドシナ難民、日系三世等である外国人、永住者・定住者等の家族が定住者に含まれることとされた。

<sup>6</sup> 1991年に施行された出入国管理特別法により認められた在留資格。

また、海外勤務者には含まれない「留学生」や「研修生」も、推計の対象外としているが、所得を得て本国に送金するケースも多いと言われており、多くの留学生や研修生をわが国に送り出している国・地域については、同様の過小推計の問題が発生している。

#### (4) わが国における改善策

これまで述べたように、小口の労働者送金（一件あたり送金額 200 万円相当額以下）は、わが国の国際収支統計で捕捉されていないほか、地域別区分に関する情報も収集されていない。労働者送金データの整備を図るためには、労働者送金に関する報告下限金額を引き下げてカバレッジの改善を図るとともに、地域別の計数を入手することが必要である。

##### (イ) 労働者送金データの収集拡充

###### 「労働者送金調査表」の拡充

「労働者送金調査表」のカバレッジを改善するために、報告対象先については、現行の労働者送金調査表の報告先に含まれていない外国銀行の本邦支店、送金専門業者の代理店銀行、郵政公社等を報告先に加えることが必要であろう。また、報告金額についても、数万円程度の小口送金も捕捉できるような報告制度を構築することが望ましい。なお、収支額に歪みが生じないように、現行の調査表同様、送金の受払ともに報告の対象とすることが適当である。

###### 地域別計数の報告徴求

地域別計数の精度向上のため、労働者送金調査表の報告先に対し、地域別計数の報告を求めることが適当である。

###### 両替業者からの報告徴求

プリペイドカードを用いた送金については、銀行からの報告ではカバーされないことから、同計数が大きいようであれば、別途データを収集することも考えられる。この際、海外旅行のために用いられる分と、送金によって用いられる分が区別されることが重要である。

## 送金主体に対するアンケート

外国人労働者やその友人・知人が本国に現金を持ち出すとか、現金を郵送するといった形態の労働者送金については、現状、捕捉できていないことから、送金主体に焦点を当てた調査(アンケート等)を実施して、統計的な把握を行うことを検討すべきである。

この点、わが国から東南アジア(インドネシア、マレーシア、フィリピン)、南米(ブラジル、ペルー)への送金については、各々、ADB、IDBが銀行送金に対するウェイトを推計している(図表6参照)。わが国としては、これらの推計値を統計作成にあたり利用可能か否か検討するとともに、調査対象となっていない国(特に、在留外国人数で上位を占める中国、韓国等)について、銀行を経由しない形態での送金の実態把握を努めるべきである。

(図表6) わが国からの労働者送金の手段別内訳

IDBコンファレンス資料	ADBコンファレンス資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブラジル向け：銀行 93%、送金専門業者 1%、郵便 3%、その他 1%</li> <li>・ ペルー向け：銀行 35%、送金専門業者 59%、郵便 1%、その他 4%</li> <li>・ その他南米諸国向け：銀行 74%、送金専門業者 6%、郵便 1%、その他 19%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィリピン向け：銀行 60%、送金専門業者 8%、郵便 8%、現金 15%、その他 8%</li> <li>・ インドネシア向け：銀行 20%、送金専門業者 11%、郵便 7%、現金 52%、その他 9%</li> <li>・ マレーシア：銀行 50%、送金専門業者 4%、郵便 27%、現金 4%、その他 15%</li> </ul>

(出典)： Bendixen & Associates; “Remittances to Latin America from Japan”(IDB コンファレンス提出論文)、Manuel Orozco with Rachel Fedewa; “Regional Integration? Trends and Patterns of Remittance flows within South East Asia”(ADB コンファレンス提出論文)

### 3. 労働者送金データに関する概念整理

#### (1) 労働者送金の定義・範囲に関する国際的な議論

2005年2月に開催されたTSGでは、2005年1月の労働者送金データに関する専門家会合（IMF・世界銀行主催）の問題意識を受け継ぎ、労働者送金データの有用性を向上させるためには、どのような定義・範囲が望ましいか、が議論された。労働者送金は、IMFが定めた現行の「国際収支マニュアル」（第5版）では「労働者送金は、新しい経済圏で雇用される、その居住者になったとみなされる移民による経常移転を計上する（移民とは、ある経済圏に入国し、1年以上滞在しているか、あるいは滞在する見込みの者をいう）。労働者送金は、親族間で発生することが多い。新経済圏における就労および滞在期間が1年未満の者は非居住者とみなされ、それらの者の取引は、主として被雇用者報酬の項目に該当する」（パラグラフ302）と定義されているが、こうした定義に基づくと、包括的なデータ整備ができないのではないかとの問題提起が主流であった。

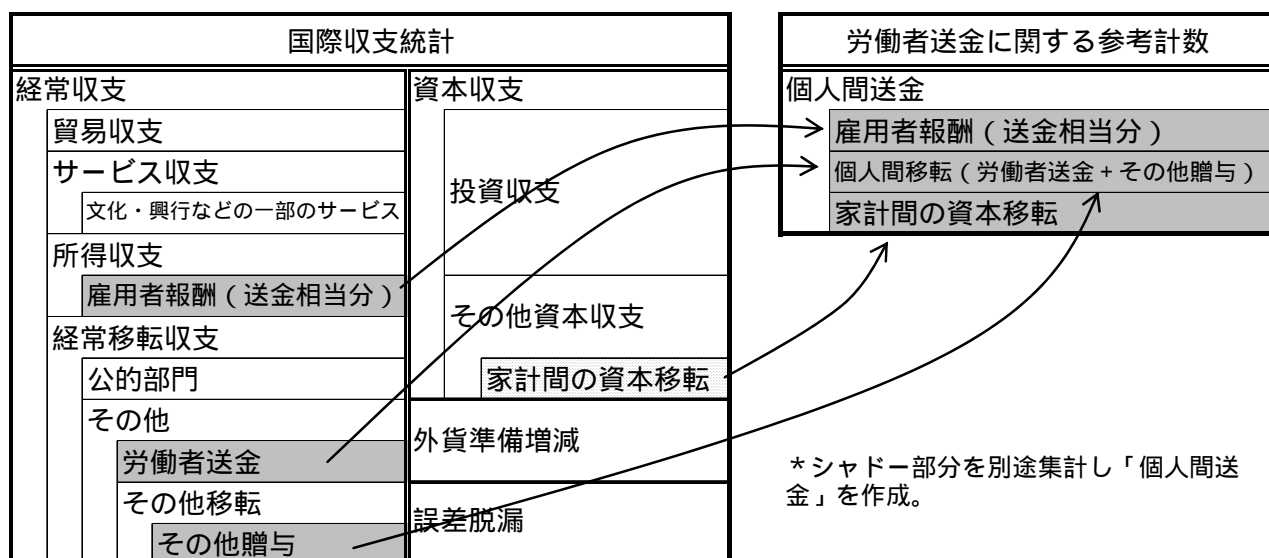
具体的には、労働者送金を雇用された移民による送金に限定する定義の仕方では、失業中の移民による送金や、現地化した移民の子孫による送金など、労働者送金と同等の経済的インパクトをもたらす取引がカバーされないとの問題提起がなされたほか、そもそも、居住者を移民とそれ以外に区分する必要性についても疑問が示された。また、雇用者報酬は、居住者が非居住者である外国人労働者に支払った報酬であり、国際収支統計では、所得収支の一項目に分類されるが、労働者送金と同様の経済的なインパクトをもたらすことから、労働者送金と合わせてみるのが有用であるとされた。さらに、家計間の資本移転<sup>7</sup>についても、往々にして、送金後、資金が送金目的の通りに利用されるとは限らない等、経常移転との差異が相対的なものであることから、経常移転である労働者送金と合わせてみるのが有用であるとされた。

上記のような議論の結果、2005年2月の会議までに、以下に示す通り、労働者送金の定義を変更し、これまで、国際収支統計の様々な収支項目に分散していた労働者送金に関連する項目を、より包括的に捉えることによって、かかる送金の経済的なインパクトが把握し易くなるとの結論が得られた（図表7参照）。

---

<sup>7</sup> 固定資産の所有権移転や固定資産の取得・処分に伴う、またはこれを条件とした資金の移転を指す。例えば、外国人労働者が家族の生活費補助ではなく、住居の取得を目的として送金を行った場合、個人間の資本移転に分類される。

(図表7) T S Gで合意された「個人間移転」と「個人間送金」の概念図



「労働者送金」に代わる国際収支統計の標準構成項目<sup>8</sup>として、「個人間移転(Personal Transfer)」を導入。「個人間移転」は、居住者の家計と非居住者の家計との間の経常移転を指し、従来の労働者送金に加え、家計間のその他の贈与(親族や知人等への送金)なども含むものである。

「個人間移転」に類似する他の収支項目を合わせ、「個人間送金(Personal Remittances)」を導入。個人間送金は、「個人間移転」に、雇用者報酬<sup>9</sup>および家計間の資本移転を加えたものであり、通常国際収支統計とは別の参考計数(サテライト勘定)として作成・公表する。雇用者報酬については、現実に本国に送金される額は、所得に対する課税額と外国人労働者が滞在国で消費した金額とを控除したものであると考えられるため、雇用者報酬全てではなく、これらの控除額を差し引いたネット計数を個人間送金に含めることが適当とされた。

<sup>8</sup> 標準構成項目は、国際比較可能性の確保等を目的に、「国際収支統計マニュアル」で各国が作成することを推奨される国際収支統計上の内訳項目。このため、概念図はわが国の

<sup>9</sup> 当該非居住者が、雇用者報酬を受け取った後本国の家族に送金する場合、非居住者間取引であることから労働者送金には含まれない。このため、労働者送金と雇用者報酬を合算しても、ダブルカウントが生じることはない。

## (2) わが国統計への導入の方向性

わが国の国際収支統計では、労働者送金は「労働者の留守宅送金」とも呼称され、「海外勤務者による留守宅の家族への生活費の送金」と定義される。具体的には、海外勤務中の日本人（勤務先を含む）から本邦向け留守宅送金の受領（受取）または、本邦に勤務している外国人（勤務先を含む）による海外向け留守宅送金（支払）が、これに該当する。こうした労働者送金の定義・範囲は、「国際収支マニュアル」（第5版）の定義と概ね整合的である。労働者送金データの整備に関する国際的な議論の成果については、そこに示された変更が、わが国の実態に照らして統計の有効性を高めるものであるかどうかを検討されるべきであり、その上で今後、有効性を高めると判断されたものを、いかに織り込んでいくかが課題となる。

### (イ)「個人間移転」概念との整合性

「海外勤務者による留守宅の家族への生活費の送金」（国際収支項目番号615）という労働者送金の定義を、上記の「個人間移転」の概念と比較すると、家計間の経常移転であることに加え、送金主体が「海外勤務者」であり、送金先が「留守宅の家族」であり、送金目的が「生活費の送金」である、といった限定がなされていると整理できる。しかしながら、上記のような労働者送金データの整備に関する国際的な議論を踏まえ、労働者送金の範囲を拡大することが妥当か否かという観点から、これらの三つの限定の合理性を吟味していかなければならない。

#### 「海外勤務者」の限定について

出入国管理法上の研修生や留学生は、就労を目的として滞在している訳ではない<sup>10</sup>が、日本から本国に送金するケースが少なくないとみられる。また、同法上の日本人の配偶者等も、海外勤務者ではないが、本国への送金を行っているともみられる。こうした送金は、厳密な意味では、「海外勤務者」による送金ではないが、わが国や送金の受入国での経済的なインパクトという観点では、「海外勤務者」による送金と異ならない。さらには、日本人が海外の家族・親族等に対して行う送金も、居住者による海外への送金という点で、海外勤務者による送金と異なるところがない。

<sup>10</sup> ただし、出入国管理法上、留学生に対しても、資格外活動として1日4時間までの副次的な就労（アルバイト）が、届出により認められている。

こうした状況の下、データ収集にあたり、「海外勤務者」の限定を厳格に適用すると、個人による海外への送金の重要な部分が労働者送金としての統計的把握から漏れてしまうことになる。したがって、「海外勤務者」の限定を外して労働者送金データを整備することは、データの有用性向上に繋がるものと考えられる。

#### 「留守宅の家族」の限定について

外国人による本国への送金については、子女の養育を任せている親族等に対し送金を行うケースがよくみられる。また、日本人が、家族以外の外国の家計に対し送金を行うというケースもあるとされている。こうした送金は、厳密には、「留守宅の家族」への送金ではないが、送金の受入国での経済的なインパクトという観点では、「留守宅の家族」への送金と異ならない。このため、「留守宅の家族」の限定を外して労働者送金データを整備することが、データの有用性向上に繋がるものと考えられる。

#### 「生活費の送金」の限定について

生活費とは、日々の生活を営むうえで利用される資金を指すが、現在「生活費」の範疇に含まれていない家族の医療費、家族の学資、家の修繕といった送金目的も、生活費の一部であると考えられる。このため、生活費をより広範に、経常移転全てを含むものと解釈することが、データの有用性向上に繋がるものと考えられる。一方、不動産の取得、家の建て直し（大規模な修繕）株式投資といった送金目的は、生活費の送金と異なった性格を有するため、引き続き異なった取扱いをするのが適当である。

ただし、一時的に渡航している家族等に対する送金、例えば、海外留学生に対する留学費の送金や、海外の入院患者に対する医療費の送金については、引続き送金額を旅行収支に計上するのが適当である。これは、そうした一時的な渡航者が現地で非居住者として扱われる以上、本国からの送金は渡航先の国にとっては外 - 外取引で国際収支統計の対象外となる一方で、送金額が渡航人の現地における消費額に対応すると想定し得るためである。

#### (口)「個人間送金」概念との整合性

「個人間送金」については、その構成要素である個人間移転（労働者送金およびその他贈与などの経常移転）、雇用者報酬、家計間の資本移転の各々



についてデータ整備が必要である。個人間移転データを、労働者送金の概念を拡張する方向で整備して行くとすると、残りの雇用者報酬、家計間の資本移転について、どのようなデータ整備を行うべきか、が問題となる。また、これらの項目以外に、含むべき取引があるか否かも検討しなければならない。

#### 雇用者報酬の範囲について

わが国では、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）上、本邦内の事務所に勤務する外国人を滞在期間にかかわらず（すなわち 1 年を待たず）本邦居住者として扱う運用基準<sup>11</sup>を採用している。この結果、雇用者報酬として計上される取引は、支払側では、実際には当該労働者が日本国内には居住していない外国人の船員や在外公館の現地スタッフに対する給与等に限定される。受取側では、日本人の船員や在日外国公館の日本人スタッフに対する給与に限定される。

金額の大きい支払側について考えてみると、T S G の提案に従うとすると、船員や在外公館の現地スタッフがわが国で消費した金額等を控除した、ネット計数を個人間送金に含めることが適当である。もっとも、海上で生活する船員や外国に住む在外公館の現地スタッフが本邦内で消費することは極めて限定的であると想定され、ネット計数は給与の金額と大きく異ならないと考えられる。また、実務的にも、船員給与が支払われる時点で統計的な把握を行っており、船員や在外公館の現地スタッフの消費額を特定するための基礎データが存在しないことから、ネット計数を推計することは極めて困難であろう。

#### 家計間の資本移転について

不動産の取得、家の建て直し（大規模な修繕）、株式投資目的の送金は、前述の通り、個人間移転ではなく、家計間の資本移転として計上されるべきである。現行の報告体制では、固定資産の取得のための贈与は独立した分類項目（国際収支項目番号 619）<sup>12</sup>として報告されるが、家計間のものであるか否かを特定することができない。こうした状況下、個人間送金のデ

<sup>11</sup> 外為法上、外国人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有しないと想定し、非居住者として取扱うが、本邦内にある事務所に勤務する者を、その住所又は居所が本邦内になるものとしてみなし、居住者として取扱うというもの。

<sup>12</sup> 国際収支項目番号とは、支払等報告書等の外為法令上の報告書を作成するにあたり、報告者による記入が求められている取引区分（支払等の原因となる取引の内容を分類したもの）。そうした報告書により報告された計数を、国際収支項目番号別に集計することで、国際収支統計における構成項目が算出できるよう策定されている。このため、国際収支統計の構成項目の定義を見直す際には、国際収支項目番号の見直しが必要となるケースが多い。

ータを厳密な形で整備するには、家計間の送金が特定できるよう国際収支項目の見直しが必要となる。

#### 「個人間送金」に計上されるべき一部のサービス貿易について

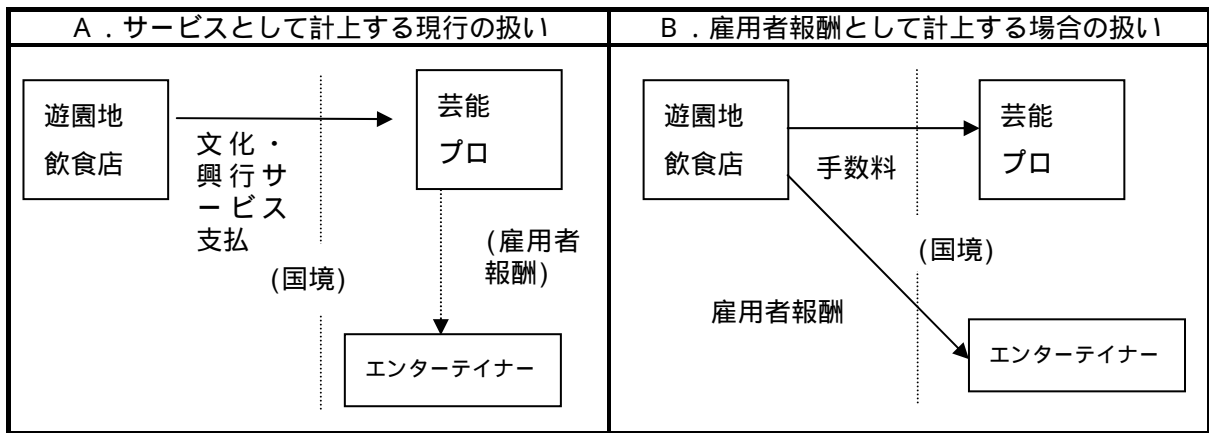
わが国の国際収支統計では、外国人に対する報酬の支払の一部がサービス貿易として計上されており、そうした支払の一部についても、個人間送金に含めることを検討することが適当である。例えば、「国際収支マニュアル」(第5版)では、「居住者・非居住者間で供与・享受された、音響・映像サービスとその他文化的サービスを、「個人・文化・娯楽サービス」(以下、「文化・興行」)として計上する、とされており、わが国の国際収支統計では、海外アーティストの来日公演にかかる出演料支払などをサービスとして計上している(国際収支項目番号471として報告される)。

わが国の国際収支統計においては、こうした海外アーティストの定義の中に、「興行ビザ」にて滞日する「エンターテイナー」も含まれている。事実、こうしたエンターテイナーへの支払も、多くの場合、日本の興行主(遊園地、飲食店等)から外国の芸能プロダクションに対する支払という形態を取るため、「文化・興行」に計上する扱いが妥当といえる(図表8のAの扱い)。他方、わが国の興行主がこうしたエンターテイナーを使用しているという実態に着目して、国際収支統計上、興行主が直接エンターテイナーに報酬を支払う(この場合、芸能プロダクションには別途紹介手数料を支払う)と擬制することも考えられる(図表8のBの扱い)。

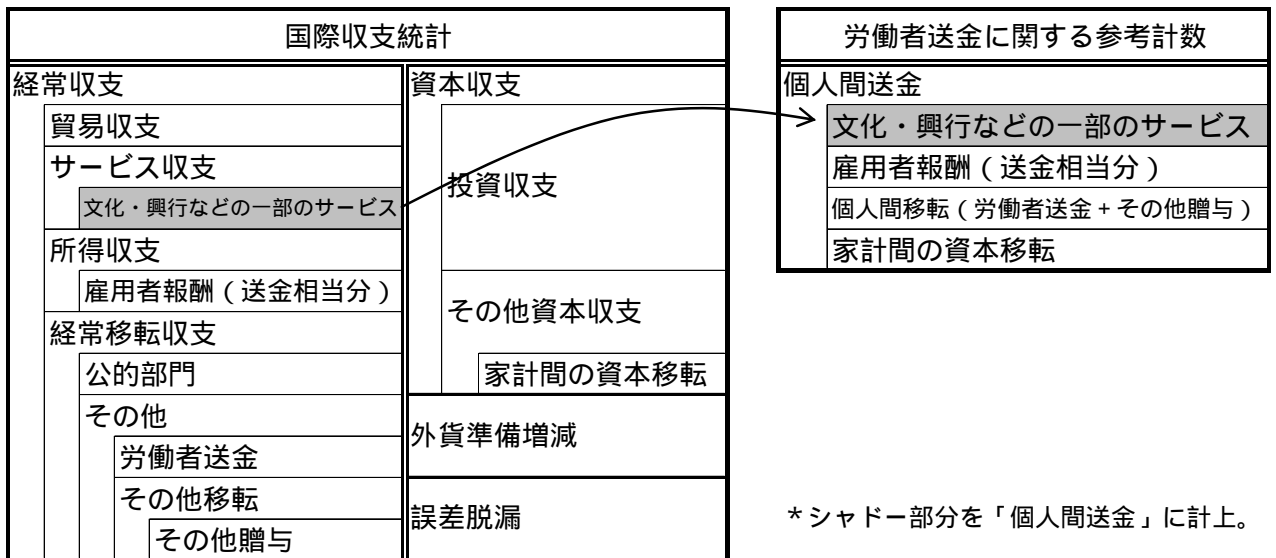
こうした興行主による支払については、報酬に係る契約がエンターテイナーと芸能プロダクションの間に存在するという事実を重視し、国際収支統計では、引き続き「文化・興行」に計上することが適当と考えられる<sup>13</sup>。もっとも、雇用者報酬としても解釈し得るようなボーダーラインケースであることから、今後の統計の整備という観点では、個人間送金に含めることが適当と考えられる(図表9参照)。これを実現するべく、エンターテイナーに係る送金を他の文化・興行に係る送金と区別することが、今後の検討課題となる。仮に、エンターテイナーのみを切り出すことが実務的に困難である場合には、文化・興行に係る送金の全てを個人間送金に分類することを検討すべきであろう。

<sup>13</sup> 国際収支マニュアル(第5版)では、「被雇用者報酬には、個人が自己の居住する経済圏以外の経済圏で、その経済圏の居住者のために労働をして(かつその居住者により支払われる)稼得した現金または現物による賃金、給与およびその他の報酬を計上」(パラグラフ269)すべきとされている。

(図表 8) 外国人エンターテイナーへの対価の支払いに係る概念図



(図表 9) 一部のサービス取引を含めた個人間送金の概念図



(ハ) 新たな「概念」導入のタイミングについて

既にみた国際的な議論において、労働者送金データの利便性向上は、その範囲を拡張・整理することを通じて実現するとの方向で概ね合意をみており、予定されている改訂の後の「国際収支マニュアル」(第6版となる)<sup>14</sup>において、そうした提言が盛り込まれる見通しである。わが国としては、「国際収支マニュアル」(第6版)への対応に合わせて、上記のようなデータ収集方法の改善を進めていくべきであろう。

<sup>14</sup> 現在、「国際収支統計マニュアル」は、2008年の公表を目標に、IMFが主催し、主要国の国際収支統計作成当局が参加する「国際収支委員会」により改訂内容の検討が進められている。

### (3) 団体送金の取扱い

T S Gでは、さらに、「団体送金 ( Institutional Remittances )」に関するデータの整備も検討している。団体送金は、典型的には、対家計民間非営利団体に係る送金を指し、上記の個人間送金と併せたものを、「送金計 ( Total Remittances )」という上位概念で括るという提案が T S Gにおいてなされている。

この点、団体送金の範囲については、未だ検討途上にある。最も狭義には、対家計民間非営利団体から家計への送金を指すが、これに、政府から家計への送金や、企業から家計に対する送金も含めようとの提案もある。さらに、送金先に、家計だけでなく対家計民間非営利団体も含めて、対家計民間非営利団体から、家計および対家計民間非営利団体への送金、政府から、家計および対家計民間非営利団体への送金、企業から家計および対家計民間非営利団体への送金、をも団体送金に区分しようとの考えも示されている。

団体送金については、先進国と発展途上国の両側において、対家計民間非営利団体が経済支援等のために活発な活動を行っていることを反映するものとして、データ整備に一定の意義がある。また、宗教団体等の対家計民間非営利団体を通じて、労働者送金が行われる国もあると言われる。こうしたことから、わが国でも、国際収支項目番号を見直す際の検討対象になり得る。しかしながら、団体送金の多くは、常時継続的に行われる労働者送金とは性格が大きく異なるものであり、労働者送金の範囲を拡張する延長線上の課題として位置付けるのが妥当か否かについては、議論の余地がある。また、これに、政府、企業による送金も加えるとすれば、団体送金データがどのような分析目的で作成されるのか、判然としなくなるであろう。

また、国際収支統計の構成項目上、経常移転の内訳として個人間移転の項目が設けられれば、広義の団体送金の範囲は、概念上、経常移転から、民間部門による移転から個人間移転を除いたものと近似する。この点、「支払等報告書」により一定額以上の取引が網羅的に報告されるわが国では、団体送金について、個人間送金と同様のデータ整備を行うことは必要ないと言えるであろう。

#### (4) 移民の移転の取扱い

移民の移転は、移民の際の資産の移動を指し、「国際収支マニュアル」(第5版)において、「個人の一経済圏から他の経済圏への移住(少なくとも1年間の居住性の変更)から生ずる財貨のフローおよび金融項目の増減」(パラグラフ 352)に係る移転と定義される。移民の移転は、労働者送金と類似したものであり、例えば、外国人労働者が、わが国に滞在している間に本国に送金を行えば、労働者送金に分類されるが、本国への帰国時にまとめて送金(ないし資産の持ち帰り)を行えば、移民の移転に分類される。

一方、労働者送金と移民の移転は、次の点で相違する。すなわち、労働者送金は、2当事者間の取引であるのに対し、移民の移転は、1当事者によって行われることである。このような点に着目し、IMF国際収支委員会やTSGでは、移民の移転を取引として国際収支統計に計上すべきではないとの議論がなされており、予定されている改訂後の「国際収支マニュアル」(第6版)においては、移民の移転に伴う一国の資産の増減を、対外資産・負債残高の増減を説明する際のその他の資産量変動(取引や資産・負債の再評価以外の要因による資産・負債残高の変化)として計上すべきとの提言が盛り込まれる見通しである。

移民の移転については、確かに、個々のケースをみれば2当事者間の取引ではないが、マクロ的にみれば、国境を越えた資産の移転であり、労働者送金ないし個人による資本移転と異ならないと見ることもできる。また、実務的にも、海外送金を念頭に置くと、外国人労働者がわが国に滞在中に行った送金と、本国への帰国時に行った送金を区別することは極めて困難である。現状でも、移民の移転とすべき海外送金の多くが、労働者送金として報告されているのが実態であると考えられる。

この点、移民の移転と労働者送金を明確に区別すべく、海外送金の際に送金者に対する確認を行うことも考えられるが、データ報告者である金融機関に過大な負担を強いるものである。したがって、わが国としては、現状でも、移民の移転として特定可能な一部の取引(例えば、移住前に不動産を処分し、その代金を移住後に送金する取引)を除き、移民の移転に係る海外送金を労働者送金ないし個人による資本移転に含める、との実務的な対応を継続することが妥当であると考えられる。

#### 4. むすびにかえて

本稿では、実務・概念両面から、労働者送金データの整備に関し、国際的な関心を踏まえてわが国での対応を検討し、海外送金等に関するデータ収集の拡充の方向性を整理した。わが国としては、T S Gや今後開催される統計作成機関の検討グループにおいて、本稿で整理したようなわが国の状況を説明して行くべきである。同時に、データ収集の拡充を実際に進めるにあたっては、国内において労働者送金データの重要性が認められることが重要であり、本稿がその一助になれば幸いである。なお、本稿で問題提起をしつつ、十分な検討ができなかった銀行を経由しない送金については、銀行等からの報告データのカバレッジを確認するという観点から、引き続きその実態把握に努めていく必要がある。

また、労働者送金データを真に有用なものとするためには、国際的な関心に応えることに止まらず、他の多くの統計ユーザーの声を反映するよう努めなければならない。「国際収支マニュアル」の改訂に伴う統計の見直しに向けて、本稿がきっかけになって、わが国における適切な定義に関する議論が進むことを期待したい。

以 上

## 【参考文献】

IMF; “Balance of Payments Manual Fifth Edition”, 1993

IMF; “World Economic Outlook; Chapter 2, Two current issues facing developing countries, April 2005”

IMF; “Hawala; Regulatory frameworks for Hawala and other remittance system”, 2005

Ann Harrison, Tolani Britton and Ms. Annika Swanson, OECD; “Working Abroad: the benefit flowing from nationals working in other economies”, 2004

G8; “G8 Action Plan: Applying the Power of Entrepreneurship to the Eradication of Poverty”, 2004

World Bank; “Global Development Finance 2005”

Bendixen & Associates; “Remittances to Latin America from Japan”, 2005

Manuel Orozco with Rachel Fedewa; “Regional Integration? Trends and Patterns of Remittance flows within South East Asia”, 2005

中岡三益、『難民 移民 出稼ぎ』、東洋経済新報社、1991年

手塚和彰、『外国人と法』、有斐閣、1995年

岩崎信彦、C・ピーチ、宮島喬、R・グッドマン、油井清光、『海外における日本人、日本のなかの外国人 グローバルな移民流動とエスノスケープ』、昭和堂、2003年

駒井洋、小井土彰宏、『移民政策の国際比較』、明石書店、2003年

手塚和彰、『外国人労働者研究』、信山社出版、2004年

梶田孝道、丹野清人、樋口直人、『顔の見えない定住化』、名古屋大学出版会、2005年